

自宅にある製品、リコール製品はありませんか？

リコール対象の製品で火災等の重大事故が毎年発生しています

『リコール』という言葉を目にしたことはありますか？『リコール』とは、何らかの製品事故が起きたときに原因調査を行って欠陥・不具合が発見されたり、危害の発生や拡大のおそれ、安全上の問題が生じるおそれがある製品の安全対策をとらなければならない製品に対して、事業者が該当製品を回収したり、修理したりすることをいいます。平成20年から平成30年までの10年間で、リコール件数は1,212件となっており、毎年100件程度発生しています。

製品事故はなぜ起こるかということ、製品自体に問題があって事故が起こる場合と、製品自体には問題はなく、誤った使い方などによって事故を起こす場合に大別されます。また、製品事故の中には生命や身体に危害が発生した事故、生命や身体に危害が発生する恐れのある事故があり、そのうち死亡事故、30日以上を負傷や後遺障害を残す事故、一酸化炭素中毒、火災が「重大事故」として定義されています。

リコール製品における事故発生件数でみると、過去3年間においては、ノートパソコン、電気ストーブ、エアコン、石油ストーブの順に事故が多く発生しています。その一例としては、ノートパソコンのバッテリーやスマホ充電器の火災、電気ストーブの火災などの発火事故です。

冬の期間は季節商品として暖房器具を多く使用しますので、火災事故等に十分気をつけましょう。

○リコール情報を知らせるサービスを利用しましょう

【リコール情報サイト】

商品に関する何かしらの欠陥、不具合、品質の問題等により事業者が回収、無償修理、注意喚起を行っている情報について、消費者庁と経済産業省が情報提供しています。

◎消費者庁 リコール情報サイト <https://www.recall.caa.go.jp/>

◎経済産業省 リコール情報サイト（消費生活用製品安全法に基づく製品）
https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

製品回収情報が入手しやすいと考えられる手段については、新聞の社告、事業者からの連絡（ダイレクトメール、電話）テレビ、ラジオ等があります。お持ちの製品がリコールされたらすぐわかるよう、所有者登録サービスに登録しておくのも一つの方法です。

万一、お手持ちの商品がリコール対象になったらすぐに使用を中止しましょう。心配があれば、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188